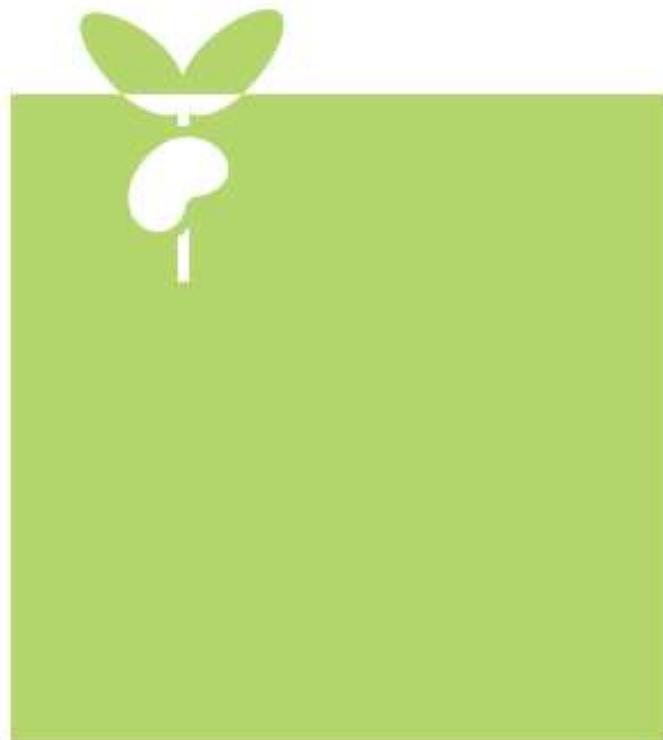


第5章

特定の地区における緑化推進

及び緑地保全に関する事項





第5章

特定の地区における緑化推進 及び緑地保全に関する事項

1. 緑化重点地区

(1) 緑化重点地区の概要と目的

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項の中で、緑の基本計画に定めることができるとされている、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。

(2) 本計画での緑化重点地区の考え方

平成12年策定の「大阪市緑の基本計画」では、市域全域で重点的な緑の確保が必要とし、市域全域を緑化重点地区としてきました。

引き続き、市域全域での多様なみどりの創出の必要性は変わらないものの、特に今後、より大阪の都市魅力の向上、みどりの都市イメージの構築・発信という視点から、本計画では大阪の顔となるようなエリアに重点を置き、緑化重点地区を設定します。

(3) 緑化重点地区の設定

大阪府・市で、大阪の今後のまちづくりの方向性を示した「グランドデザイン・大阪」では、“みどり”がキーワードの一つとしてあげられています。このまちづくりの方向性も考慮に入れながら、本計画では「グランドデザイン・大阪」に位置づけられているエリアを基本として、緑化重点地区を設定します。

- ① 新大阪・大阪地区
- ② なんば・天王寺・あべの地区
- ③ 大阪城周辺地区
- ④ 御堂筋周辺地区
- ⑤ 中之島周辺地区
- ⑥ 夢洲・咲洲・舞洲地区



■緑化重点地区の位置



(4) 緑化重点地区における“みどり”に関するまちづくりの方向性

今後、緑化重点地区では、グランドデザイン大阪で示されるまちづくりの方向性も参考しながら、みどりのまちづくりを推進していきます。

① 新大阪・大阪地区

(例) うめきたと周辺のみどり化

② なんば・天王寺・あべの地区

(例) 緑陰都市を先導する動植物公園

③ 大阪城周辺地区

(例) 世界的観光拠点としての魅力向上

④ 御堂筋周辺地区

(例) 御堂筋のみどり化

⑤ 中之島周辺地区

(例) 水・みどり・光を活かす歩行者
ネットワークづくり

⑥ 夢洲・咲洲・舞洲地区

(例) 海の玄関口（天保山地区など）の
魅力向上

(5) 取組みの推進に向けて

緑化重点地区においては、今後、大阪府・市が連携し、「グランドデザイン・大阪」に基づき、(4)で示したようなまちづくりの方向性（“みどり”に関する取組み例）の実施に向け、ソフト・ハードを含めたみどりの取組みを全庁的に検討・実施することとしています。そうした中で、まず当面の間で進めていける取組みとして、下記に挙げるような取組みを検討・実施していきます。

＜先行的な取組み検討事例＞

- * 大阪の顔となるような場所における、緑視率の導入
- * 主要駅前や交差点等における民間活力による公共空間の緑化（新大阪駅前の緑化など）
- * 実感できる緑の創出を目的として緑視効果の高い緑化誘導策の検討
- * 大阪城におけるパークマネジメントの検討
- * 地域各々の緑化協定等による取組み・検討等



2. 保全配慮地区

(1) 保全配慮地区の概要と目的

保全配慮地区とは、都市緑地法第4条第2項の中で、緑の基本計画に定めることができるとされている、「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。

(2) 本計画での保全配慮地区の考え方

保全配慮地区では、風致景観の保全の観点、生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場提供の観点等、都市における緑地の状況等を勘案し、今後、地区内で講じる緑地保全施策等を定め、保全配慮計画を検討・策定し、それらを実践していくこととします。

また、市民等に対して地区内のみどりを保全することの重要性を明らかにし、みどりの保全に対する意識啓発をはかり、市民・事業者・行政が一体となって貴重なみどりの保全につなげていきます。

(3) 保全配慮地区の設定

保全配慮地区は重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区であることから、基本方針③において大阪の個性を特徴づける“みどりの骨格”に位置づけている自然や歴史・文化を感じができる貴重なエリアを中心に、周辺に寺社・仏閣等に存在する一団のみどりを有し、風致地区に指定されているエリアに対し、特にみどりや景観の保全の配慮が必要な地区として保全配慮地区を設定します。

- ① 夕陽丘・生玉地区
- ② 天王寺地区
- ③ 杭全地区
- ④ 聖天山地区



■保全配慮地区の位置



■夕陽丘・生玉、及び天王寺保全配慮地区（概略位置図）



■杭全(くまた)保全配慮地区（概略位置図）



■聖天山(しょうてんやま)保全配慮地区（概略位置図）

保全配慮地区
 都市公園開設区域

(4) 保全のための施策の検討と展開

保全配慮地区におけるみどりの保全・創出に向けて、下記のような施策を展開します。

- * 保全配慮計画の検討・策定
- * 保存樹・保存樹林の指定拡大
- * 公園予定地での風致に配慮した公園づくりの推進
- * 風致地区（既に指定済み）でのみどりや景観の保全
- * 広報・啓発活動の拡充 等



第6章

みどりのまちづくりの推進





第6章

みどりのまちづくりの 推進

1. 推進体制

みどりの将来像を実現するためには、だれもがみどりのまちづくりの主役を担っていくことを理解し、行動に移していくことが大切です。

市民、事業者、行政などが明確な責任と役割分担のもと、連携・相互支援をはかりながら、総合的なみどりのまちづくりを推進していきます。

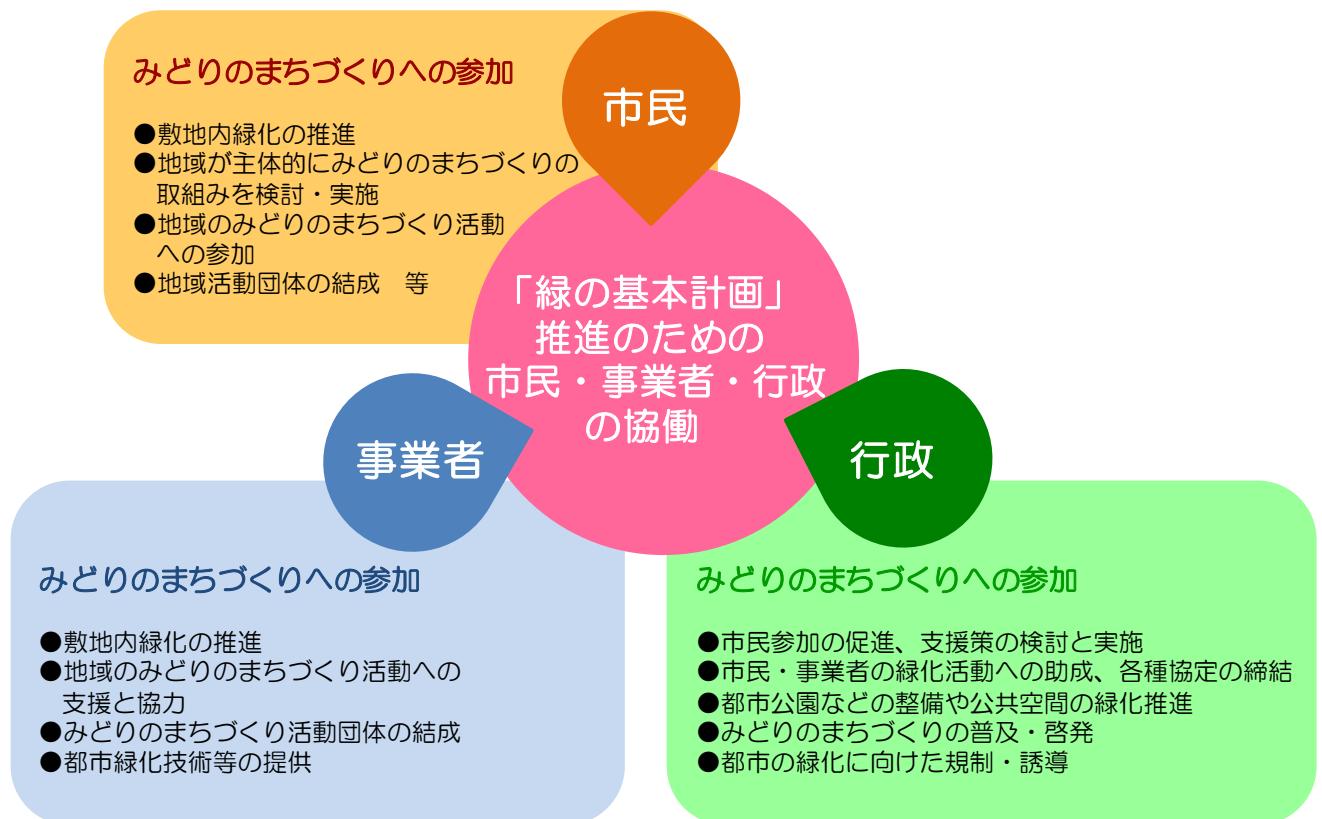
(1)行政におけるみどりのまちづくりの 推進体制

国、大阪府との連携や広域的な視点でのみどりのまちづくりは関係各局が主体となって推進し、市民の身近なところでのみどりのまちづくりは、各区・各地域の視点でそれぞれの実情に即して進めることを基本として、各区役所が主体となり推進します。

また、社会や時代の要請に応じて様々に変化するみどりを取り巻く状況に迅速に対応するため、みどりに関する重要事項を調査・審議し、答申する市長の附属機関である審議会等の設置を検討します。

(2) 多様な協働によるみどりのまちづくり の推進体制

現在の地域社会は様々な課題を抱えており、社会全体で対処すべき「公共」の分野は大きく広がっています。拡大し続ける「公共」の分野については、これまでのよう行政が中心となって担うだけではなく、地域の課題や資源など地域の実情を最もよく知っている市民・事業者が中心となり、行政は市民・事業者の活動を支援し、協働することを基本原則として、多様な主体の協働によるみどりのまちづくりを進めています。



■多様な協働によるみどりのまちづくりの推進体制



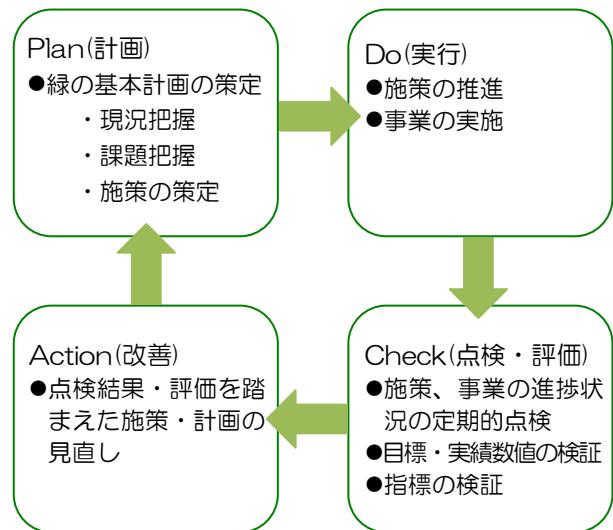
2. 計画の点検と見直し

(1) 計画の進行管理

本計画がめざす「みどりの将来像」の実現に向けて、みどりのまちづくり指標を、進行管理を行うまでの一つのツールとし、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルに基づいた計画の進行管理を行います。

(2) 進捗状況の点検・公表

本計画ではみどりの将来像の実現に向けて設定したみどりのまちづくり指標である「成果指標」、「達成指標」、さらに「共有指標」についての進捗状況を、3~5年毎に定期的に点検・評価し、結果を必要に応じてホームページ等で公表するとともに、必要に応じ、適宜計画や取組みを修正していく事とし、実効性ある計画の運用に努めます。



■計画の進行管理

_____用語集_____

用語集

あ行

【インセンティブ】

人や組織に行動を促す動機づけのこと。例えば税制の工夫や補助、都市計画の変更など。

【大阪市環境基本計画（環境基本計画）】

大阪市環境基本条例第8条に基づき「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として策定したもの。（平成23年策定）

【大阪市景観計画（景観計画）】

景観法にもとづいて、景観行政団体である大阪市が良好な景観の形成をはかるために定める基本的な計画。（平成18年策定）

【大阪市地域防災計画（地域防災計画）】

災害対策基本法第42条の規定に基づき、大阪市防災会議が策定する計画であり、本市域の震災や風水害等にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めることにより、本市域及び市民の生命、身体、財産を保護することを目的としたもの。

【大阪市緑の基本計画】

大阪市が平成12年に策定した、大阪市の緑とオープンスペースに関する長期的・総合的な計画。都市緑地法（策定当時は都市緑地保全法）に基づく法定計画。

【オープンスペース】

公園や河川、農地などの建築物に覆われていない土地の総称。都市内では、建築物の敷地内に確保された開放性の高い、まとまった広さの空地や空間で、一般市民が自由に通行又は利用できる場所。

か行

【グランドデザイン・大阪】

大阪府・大阪市が平成24年6月にとりまとめた、2050年を目標とする大都市・大阪の都市空間の姿を示したもの。あわせて、世界の大都市圏に人口が集中する傾向をとらえ、創造的な人材が集積し、住み、働き、楽しみたくなる魅力・環境を備えた大都市・大阪をめざしている。

【グリーンコーディネーター】

緑化リーダーの中から講習などにより育成を行い、グリーンコーディネーターとして認証し、花と緑についてより専門的な知識を有し、地域住民のニーズに応じ、率先して緑化活動にあたっていただいている方。

【景観法】

都市、農山漁村等における良好な景観の形成をはかるため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。（平成16年制定）

さ行

【施設緑地】

都市公園あるいはこれに準じる機能を持つ施設として国、府、市町村が土地を所有している緑地（借地等も含む）

【指定管理者制度】

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、地方公共団体の出資団体等に限定して委託することが可能であった管理委託制度が廃止され、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる制度。

【市民・事業者・行政】

市民には、ボランティアやNPO団体などの各種団体を含みます。

事業者とは、企業から自営業者まで、広義の経営主体を指します。

【社会資本】

道路・港湾・上下水道・公園・公営住宅・病院・学校など、産業や生活の基盤となる公共施設のこと。

【生物多様性（生物多様性基本法）】

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。平成20年に制定された生物多様性基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている。

た行

【地域制緑地】

森林、農地、交通用地や水辺等のオープンスペース、公共施設、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例等により国、府、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地。

【沖積平野】

河川の堆積作用によってできた平野。

【都市計画公園・緑地】

都市計画法に基づいて、その区域が都市計画決定された公園緑地。都市計画決定された土地には一定の建築制限がかかる。

【都市計画区域マスタープラン】

都市計画法第6条の2に規定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、都道府県が都市計画の基本的な方針等を定めるもの。

【都市公園】

- ・都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの
- ・地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- ・国が設置するもので、一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園または緑地
- ・国が設置するもので、国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用をはかるため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園または緑地

【都市緑地法】

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成をはかり、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。都市緑地保全法が平成16年の改正により都市緑地法となった。

は行

【パークフロント】

緑やオープンスペースを活かして魅力的な都市空間を創出するため、公園緑地等の公共的空間を周辺街区に開かれた構造とするとともに、周辺街区においては、公共的空間と調和した建物等の空間形成・利用をはかる事業。

【パークマネジメント】

公園緑地の管理運営。近年、公共だけでなく地域や民間事業者などにより公園の管理運営が行われている。

【バリアフリー化】

障がい者や高齢者の活動障壁となる段差等を改善すること。

【PFI】

民間資金等活用事業、公共施設等の建設、維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に社会資本整備をはかる事業手法。

【PDCA サイクル】

施策・事業に必要な要素である企画（Plan）、運営（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法。

【保全配慮地区】

都市緑地法第4条第2項第3号ハの規定に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」。

ま行

【みどりの大阪推進計画】

大阪府が平成21年に策定。大阪府内の「みどり」における総合的な計画として、都市計画の観点も含めた視点で施策の推進方向や実現戦略を示し、市町村のみどりの基本計画の指針となるもの。

【みどりの風促進区域】

大阪にみどりを増やすため、「みどりの太い軸」をつくろうとする大阪府の取組みで、道路や河川を中心に、一定幅（道路や河川の両側概ね100m）の沿線民有地を含む区域。公共事業の重点化、緑視率などを満たした建築物に対し、容積率・建蔽率を緩和する都市計画の規制緩和による緑化誘導、民間事業者の協力を得た沿線民有地の緑化の3本柱の取り組みを進めている。

ら行

【ライフサイクルコスト】

構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。

【立体公園】

平成16年の都市公園法の改正により都市公園の区域を立体的に定めることができるようになり、建物の屋上や人工地盤上などに都市公園が設置することができるようになった。

【緑化地域制度】

平成16年の都市緑地法の改正により緑の不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築の場合に敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。

【緑地保全地域制度】

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和をはかりながら保全する制度。

【緑化リーダー】

花と緑の美しいまちづくりを地域ぐるみで円滑に推進していただくために、緑化への知識と熱意を備え、率先して緑化活動にあたっていただくために講習等を行い、認証された方。

【臨港緑地】

港湾の水域と一体として管理する必要のある水際線背後の陸域内で国の補助事業で整備した緑地。

わ行

【ワークショップ】

地域の方など参加者全員が平等な立場で意見やアイディアを出し合い、多くの意見や問題を整理して共有する方法。

新・大阪市緑の基本計画

みどりの魅力あふれる大都市・大阪

～だれもが住みたい・働きたい・訪れたいと思う“みどりの都市”へ～

大阪市 建設局 公園緑化部

〒553-0005 大阪市福島区野田 1-1-86

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 6 階

TEL 06-6469-3834

FAX 06-6469-3895

